

天皇の死去にあたって 天皇問題を考えよう!



1月7日の天皇の死去に際し、日本のテレビ、新聞等マスコミは、天皇報道一色に塗りつぶされ、異常な天皇賛美がなされました。

そしてこれからも相当期間にわたって国をあげての大がかりな葬儀、即位等の行事が準備されています。

私達はこのような中で今こそ国の主権者として

- ① 戦前における天皇制および天皇の役割はどうであったか特に天皇の戦争責任はどうであったか
- ② 日本国憲法のもとにおける国民主権と象徴天皇制との関係はどうであるのか
- ③ 私達は国の主権者として天皇問題をどのように考えるべきか

を法律家、宗教家、教育関係者、マスコミ関係者をパネラーとして、パネルディスカッションの中で共に考えてみたいと思います。



— 主 催 —

パネラー
 パネルディスカッション
 法律家、宗教家、
 教育者、マスコミ関係者

○と き 2月11日(土)
 午後一時三十分～四時
 ○と ころ 中央公民館大研修室
 (宮崎女子校北隣)
 ○参 加 費 三〇〇円



第22回憲法と平和を考えるつどい

天皇の死去にあたって 天皇問題を考えよう!

《資料集》

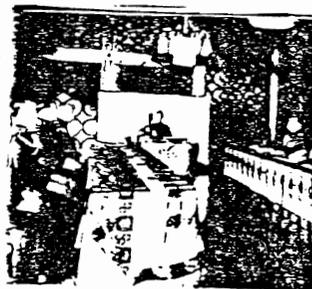


もくじ

- P1 大日本帝国憲法 外
- P2 日本帝国ノ国防方針 外
- P3~P11 天皇の戦争責任
- P12~P21 天皇即位から敗戦まで
天皇勅語集
- P22~P23 「大喪」など天皇報道についての特別方針

2月11日(土) 1:30~4:00

中央公民館大研修室



— 主 催 —

大日本帝國憲法

(一八八九年明治二十二年二月十一日)

- 第一章 天皇
第一条 大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第二条 皇位ハ皇皇孫ノ定ムル所ニ依リ皇太子孫之ヲ継承ス
第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
第四条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ範圍ニ依リ之ヲ行フ
第五条 天皇ハ帝國議會ノ總裁ヲ以テ立憲ヲ行フ
第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
第七条 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲メ必要ニ由リ帝國議會開會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
此ノ勅令ハ次ノ時期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ承認セザルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル爲メ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メ必要ナル命令ヲ發シ又ハ免シ命ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免シ但シ其ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
第十三条 天皇ハ砲臺ヲ置シ和ヲ講シ及諸科ノ條約ヲ締結ス
第十四条 天皇ハ戒嚴ヲ重キス
戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第十五条 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授ケ手ス
第十六条 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
第十七条 皇族ヲ置クハ皇皇孫ノ定ムル所ニ依ル
第十八条 皇族ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

【3】軍人勅諭

(一八八二年明治十五年一月四日、陸軍省達(第二号))

軍人訓誡の勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所に於て神武天皇御時つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即せられて天下しるしめし給ひしより二千五百有餘年を經ぬ此間世の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦變なり古は天皇御時つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を陛下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかば兵制は整ひたれとも打統ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の強兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の乱と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の開武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらずとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺明しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其御をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を悩し給ひしこそ悉くも又醒けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を經すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良將ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の尊養生を憐み給ひし御遺沢なりといへとも併 我臣民の其心に順逆の理を弁へ大義の重きを知るか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制を現今の様建定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば其可々をこそ陛下には任すなれ其大綱は朕親之を統りて陛下に委ぬべきものにあらず子々孫々に至るまで萬々斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失体なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥であるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎて其親は皆に倣かるべき朕が國家を保護

して主人の忠に忠し祖宗の恩に報いあらせざるを得ざるも得ざるも汝等軍人が其職を尽すと云ふること由る所かし我國の強盛は是るに由るは汝等能く朕と其愛を共にせよ我武勇揚りて其業を耀さん朕汝等と其誓を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に尽さば我國の首生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯くも深く汝等軍人に望むなれば猶訓誡すへき事こそあれいてや之を左に述べむ

一 軍人は忠節を尽すを本分とすへし凡生を我國に榮くるもの誰かは因に報ゆるの心なるべき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして軍國の心堅固ならざれば如何程技芸に熟し學術に長ずるも猶個人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて鳥合の衆に同かるへし抑 國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを弁へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ其操を破りて不覚を取り汚名を受くるなけれ

一 軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統属するのみならず同列同級とては同年に新舊あれば新任の者は旧任のものに服従すへきものと下級のものは上官の命を承ることに實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己が隸属する所にあらずとも上級の者は勿論同年の己より旧きものに対しては禮へて敬禮を尽すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を専一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和語を失ひたらんには當に軍隊の蠱毒たるのみか國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一 軍人は武勇を尚ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を弁へ能く胆力を練り思慮を知りて事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己が武職を尽さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尚ふものは常々人に接するには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらんは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一 軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己が言を踐行ひ義とは己が分を尽すをいふなりされは信義を尽さむと思はし始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし福氣なる事を假初に語ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其益なし始に能々事の順逆を弁へ理非を考へ其言は所詮踐むへからずと知り其義はとても守るへからずと悟りなは速に止るこそよけれ古よては小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか弱に遺ひ身を滅し此の上の汚名を後世まで遺せること其例勸からぬものを深く懲めてやはあるへき

一 軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の伝染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明たり朕深く之を懼れて義に免黜條例を施行し略此事を誡め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふる所かし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にた思ひそ

右の五ヶ条は軍人たらんもの誓も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ条は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ条の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心に誠あれば何事も成るものそかし況してや此五ヶ条は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く其訓誡に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を尽さば日本國の首生奉りて之を悦びなん朕一人の懽のみならんや

明治十五年一月四日

【13】教育二閣スル勅諭

(一八九〇年明治二十三年十月三十日)

勅諭

朕惟フニ我カ皇祖宗廟ヲ崇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ忠ニ克ク心ヲ一ニシテ世々美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦莫ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一日緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ頌彰スルニ足ラヌノ道ハ実ニ我カ皇祖宗廟ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ譯ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ奉々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御覽

訓示

謹テ惟フニ我カ皇陛下深ク臣民ノ教育ニ修念シタマヒ茲ニ系ヲ勅諭フ下タシタマフ斯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日夕省思シテ爾所ヲ慮ランコトヲ恐ル今勅諭ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹テ勅諭ノ體本ヲ作り者ク之ヲ全国ノ學校ニ頒ツルノ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉体シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ合集シテ勅諭ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄々訓告シ生徒ヲシテ以夜ニ服スル所アラシムヘシ

明治二十三年十月三十一日 文部大臣芳川顯正

【16】日本帝國ノ國防方針(要旨) (一九〇七年)明治四十年四月四日

甲 帝國ノ國防ハ攻勢ヲ以テ本領トス 乙 露米ノ敵ト想定スヘキモノハ露國ヲ第一トシ 米、独、仏ノ諸國ニ次ク 日英同盟ニ対シ起リ得ヘキ同盟ハ 露独、露仏、露清等トス 而シテ日英同盟ハ確實ニ之ヲ保持スルト同時ニ 務メテ他ノ同盟ヲシテ成立活動セシメサル如クスルヲ要ス 丙 國防ニ要スル帝國軍ノ兵備ノ標準ハ 用兵上最重要視スヘキ露米ノ兵力ニ対シ 東亞ニ於テ攻勢ヲ取り得ルヲ度トス

陸軍

貴ニ陸軍大臣ト共ニ内奏セシ平時常設ノ二十五師団完成後十七年(兵役年限)ニ於テ戰時整備シ得ヘキ帝國陸軍ノ諸部隊概ネ左ノ如シ 一 野戰部隊 二 野戰師団 二十五個 三 予備師団 二十五個 四 騎兵旅団 五個 五 野戰砲兵旅団 六個 六 山砲隊 六個 七 重砲兵旅団 四個 八 野戰電信隊 若干 九 右ニ適當スル兵站諸部隊及所要ノ重架橋縱列 二 攻城部隊 攻城ノ為メニ要スル諸機關及徒歩砲兵隊 若干 三 後備部隊 一 後備歩兵大隊 百個 二 後備騎兵中隊 二十五個 三 後備野戰砲兵中隊(野砲) 二十五個 四 後備工兵中隊 二十五個 四 守備部隊 一 要塞部隊 十五個 二 對馬警備隊 三 台灣守備隊 四 樺太守備隊 五 特種部隊 一 一個 二 氣球隊 一個 三 軍樂隊 若干 四 鐵道船輪輸送ニ關スル諸部 及野戰軍ノ被服糧食等ノ補給ヲ管掌スル諸隊 六 留守部隊 七 國民兵隊 野戰部隊及之ニ付屬スル諸機關ニ適応スル者

國民兵隊ノ種類及兵力ハ臨時之ヲ定メラルルモノトス 以上ノ兵力ハ國防上必須ノモノナルト雖モ 財政ノ現状ハ一時ニ此兵力ノ充實ニ着手スル能ハサルノ事情アリ 因テ貴ニ御成可ク得タル如ク 先ヅ明治四十年度ヨリ十九箇師団及之ニ洋ヲ諸部隊ノ整備ニ着手シ 残余六箇師団ノ常設ハ他日財政緩和スルノ時ヲ待テ整備ニ着手シ 以テ國防ニ要スル兵力充實ノ完成ヲ期セントス 而シテ此十九箇師団完成後十七年(兵役年限)ニ於テ 戰時整備シ得ヘキ帝國陸軍ノ諸部隊概ネ左ノ如シ 一 野戰部隊 二 野戰師団 三 予備師団 四 騎兵旅団 五 野戰砲兵旅団 六 山砲隊 七 重砲兵旅団 八 野戰電信隊

九 右ニ適當スル兵站諸部隊及所要ノ重架橋縱列 二 攻城部隊 三 後備部隊 一 後備歩兵大隊 七十六個 二 後備騎兵中隊 十九個 三 後備野戰砲兵中隊(野砲) 十九個 四 後備工兵中隊 十九個 四 守備部隊 裝甲巡洋艦 裝甲中巡洋艦 拾七隻

一 要塞部隊 十五個 二 對馬警備隊 三 台灣守備隊 四 樺太守備隊 五 特種部隊 一 鐵道旅団 一個 二 氣球隊 一個 三 軍樂隊 若干 四 鐵道船輪輸送ニ關スル諸部 及野戰軍ノ被服糧食等ノ補給ヲ管掌スル諸隊 六 留守部隊 七 國民兵隊 野戰部隊及之ニ付屬スル諸機關ニ適応スルモノ

一 帝國ノ國防方針ニ從ヒ 海軍用兵上最重要視スヘキ想定敵國ニ對シ 東洋ニ在テ攻勢ヲ取ランカ為ニハ 我海軍ハ常ニ最新式即チ最新鋭ナル一艦隊ヲ備ヘサルヘカラス 而シテ其兵力ノ最低限ハ左ノ如クナルヲ要ス 戰艦 凡二万吨 八隻 裝甲巡洋艦 凡一万八千噸 八隻 以上ヲ艦隊ノ主幹トシ 其作戰機能ヲ完カラシムルニ要スル他ノ巡洋艦及ヒ大小駆逐艦等各若干隻ヲ付ス 右兵力ヲ國防上ノ第一線艦隊トス 二 列國海軍ノ趨勢、製造力及技術ノ進歩等ニ鑑ミ 且ツ 已往ノ經驗ニ徴シ 裝甲艦ノ有効艦齡二十五ヶ年ヲ三期ニ区分シ 竣工後八年迄ヲ第一期 第九年ヨリ第十六年迄ヲ第二期 第十七年以後第二十五年迄ヲ第三期トシ 而シテ其第一期ニ屬スルモノヲ以テ第一線艦隊ノ編組ニ充ツルモノトス 第二期及第三期艦齡ニ當ル軍艦ヲ以テ予備艦ヲ編制シ 必要ニ応ジ或ハ第一線艦隊ノ増援ニ充テ 或ハ局地ノ防禦警備等ニ任セシムルモノトス 局地ノ防禦ニ充ツヘキ小艦艇ノ如キハ 艦齡第二期第三期ニ屬スルモノノヲ以テスルノ外 尚ホ多少新造補充ヲ要スルコトアルヘシ 三 軍港、要港、防禦港、主要軍需品ノ製造所其他諸般ノ設備ハ凡テ 前期第一第二項ノ要旨ニ伴フ如ク施設セララルルヲ要ス 四 河川湖航用ノ砲艦並漁業保護ヲ目的トスル軍艦ノ製造ノ如キハ 主トシテ政略上ノ必要ニ基キ決定セラルヘキモノトス (附言) 本案ハ列國海軍情勢ノ變遷ニ応ジ改定ヲ要スルコトアルヘシ 御參考

海軍

帝國海軍ノ主力ハ 現在ノ軍艦、現ニ製造中ニ屬スルモノ及既ニ製造ヲ予定セルモノヲ悉ク計上スルトキハ 配備ヲ取ルモノトス 一 將來衝突ノ危険最モ多キ露國ヲ敵トスル場合ニ於テ 帝國軍ノ作戰ハ左ノ要領ニ從フヘシ 海軍ハ先ヅ東亞ニ在ル敵ヲ求メテ攻撃シ 且ツ朝鮮海峽ヲ制約セントコトヲ期ス 敵ノ海上兵力補給斯德方面ニ引退スルトキハ 我ハ其間接封鎖ヲ勵行シ 以テ黃海ニ實施セラルヘキ我陸兵ノ輸送ヲ防護セントス 黃海方面ニ於ケル陸兵ノ輸送ハ開戦ノ初期ヨリ實施セラルモノナリ 然レトモ情況ニ因リテハ多少ノ安固ヲ欠クコトアルモノトス 注意 輸送ノ安全ヲ謀ル為メ韓國西岸ニ於ケル避泊地ノ施設並海陸通信機關ノ整備ヲ要ス 陸軍ハ滿州、烏蘇利及韓國ヲ作戰地ト為シ 本作戰ヲ滿州ニ支テ戰ヲ烏蘇利方面ニ誘ク 之レカ為メ勉メテ速ニ陸軍ノ大部ヲ滿州ノ一地方ニ 一部ヲ韓國咸鏡道ノ北部ニ集合シ 後敵ヲ求メテ之ヲ攻撃ス 而シテ如何ナル場合ニ在テモ韓國ハ敵ノ蹂躪ニ委セサルコトヲ期ス 韓國咸鏡道北部ニ陸兵ヲ輸送スルコトハ 陸上交通線閉ノ完備セサル間ハ海戰ノ進歩ヲ待タルヘカラス 故ニ平時ヨリ該方面ニ適當ノ施設ヲ為シ以テ 敵ノ進入ヲ防止スルノ方法ヲ講セサルヘカラス

一 我國國防方針ニ從テ作戰スル帝國軍ハ攻勢ヲ以テ本領トス乃チ海軍ハ敵手ニ對シテ先テ機先ヲ制シ其海上勢力ヲ殲滅スルコトヲ目的トシ 陸軍ハ敵ニ先テ所望ノ兵力ヲ速カニ一地方ニ集合シ以テ先制ノ利ヲ占ムルヲ目的トシテ作戰ス 故ニ海軍ヲ以テ先制ノ利ヲ占ムルヲ目的トシテ作戰ス 此要旨ニ背馳セサル範圍内ニ於テ 實施セラルルモノトス 但シ下関海峽ト釜山、馬山浦間ハ常ニ確實ニ之ヲ防護セントコトヲ期ス 台灣、樺太ニ於テハ其守備隊ヲシテ通常獨立ノ防禦ニ任セシメ 又需要塞ハ通常海軍ノ防備部隊ト相持テ防禦 作戰ノ進歩ニ應ジテ前線斯德ヲ攻セントスル時ハ 陸軍軍相策應シテ成功ノ速カナランコトヲ期ス 三 米、独、仏ノ各一國ヲ敵トスルノ已ムヲ得サル場合ニ 遭シテハ 先ヅ敵ノ海上勢力ヲ殲滅スルヲ主眼トシ爾後ノ作戰ハ露國ニ對シテ決定ス 四 日英同盟協約ニ基キ英國ト協同シテ戰爭スル場合ニ在テハ 共同ノ敵ニ對シテ互ニ相策應シテ友軍全体ノ利ヲ謀ルヲ目的トシテ作戰ス(セント雖モ 相互ノ計畫ニ於テハ 接ノ聯合作戰若クハ陸兵或ハ艦艇等ヲ以テスル直接援助ヲ期待セサルヲ要ス 五 日英同盟協約ニ依リ露國ニ對シテ日英互ニ援助スルノ作戰ハ 左ノ要領ニ從フモノトス 我ヨリ英國ニ援助ヲ与ルル場合ニ在テハ 帝國軍ハ第二項ノ要領ニ從テ作戰スルモノトス 英國ヨリ我ニ援助ヲ與ルル場合ニ在テハ 其陸軍ヲシテ印度方面ヨリ土耳其斯坦方面ニ向テ牽制ノ作戰ヲ為サシムルコトヲ期待シ 其海軍ニ向テハ第四項ノ要領ニ從テ作戰スヘキコトヲ要求ス 六 日英同盟ヲ以テ露國、露清若シクハ露仏聯合ニ對スル時ハ左ノ要領ニ從フモノトス 我海軍ハ第二、第四項ノ要領ニ從ヒ敵ノ東洋艦隊ニ對シテ攻勢ヲ取ルルヲ期スト雖モ 黃海ニ於ケル陸兵ノ輸送ハ常ニ為シ得ヘキモノト期待スヘカラス 我陸軍ハ第二項ノ要領ニ從テ作戰ス(セント雖モ 咸鏡道方面ニ作戰スル兵力ヲ減シテ他ニ使用スルコトアルヘシ) 七 帝國陸海兩軍ハ本綱領ニ基キ 毎年作戰ニ關スル計畫ヲ策定シ 參謀總長、軍令部長互ニ協議シテ 案ヲ具シ裁可ヲ奏請ス 附言 本綱領ハ將來形勢ノ變遷ニ應ジ改定セラルヘキモノトス

【17】帝國國防方針-用兵綱領第三次改訂 (一九三六年)昭和十一年六月八日(裁可)

一、帝國國防の本義は、建國以來の良談に基き常に大義を本とし、倍々國威を顕彰し國民幸福の増進を保障するに在り。 二、帝國國防の方針は、帝國國防の本義に基き、名実共に東亞の安定勢力たるべき國力殊に武備を整へ、且外交之に適ひ、以て國家の發展を確保し、一朝有事に際しては機先を制して速に戰爭の目的を達成するに在り。 而して帝國は其の國情に鑑み、勉めて作戰初動の威力を強大ならしむること特に緊要なり。 尚將來の戰爭は長期に亘るおそれ大なるものあるを以て、之に堪ふるの覚悟と準備とを必要とす。 三、帝國の國防は、帝國國防の本義に鑑み、我と衝突の可能注大にして且強大なる國力殊に武備を有する米國、露國を目標とし、併せて支那、英國に備ふ。之が為、帝國の國防に要する兵力は、東亞大陸並西太平洋を制し、帝國國防の方針に基き要求を充足し得るものなるを要す。

用兵綱領

帝國の戰時に於ける國防所要兵力左の如し。 陸軍兵力 五〇師団及航空一四二中隊を基幹とす。 海軍兵力 艦艇 主力艦一二 航空母艦一二 巡洋艦二八 水雷戰艦六(驅逐艦九六隻) 潛水艦七〇(潛水艦七〇隻) 航空兵力 六五隊

天皇の戦争責任 (資料)

(1) 一九三一年 九月一日 満州事変勃発 (関東軍による謀略的鉄道爆破)

○ 九月二日 朝鮮軍大命なくして越境↓天皇の統帥大権干犯

九月二日 天皇 裁 —— 奉勅命令

一〇月 国際連盟は一三対一で満州撤兵を勧告

○ 一九三二年 一月 八日 関東軍に勅語を下す↓関東軍を賞讃

「・・・事変ノ勃発スルヤ自衛ノ必要上・・・各地ニ蜂起セル匪賊ヲ掃蕩し・・・或イハ遼西錦州地方ニ氷雪ヲ衝キ奮戦力闘以テ其ノ禍根ヲ抜キ皇軍ノ威力ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其忠烈ヲ嘉ス・・・」

○ 同年 一月一六日 閑院宮参謀総長に「今日までのところ満州問題は幸によくやつてきた」

○ 天皇軍の人事に介入 (一九三六年三月一〇日)

① 「近来陸軍ニ於テ属々不祥ナル事件ヲ繰り返シ遂ニ今回ノ如キ大事ヲ惹キ起コスニ至リタルハ実ニ勅諭ニ違反シ我国ノ歴史ヲ汚スモノニシテ憂慮ニ堪エサル所テアル就テハ深ク之カ原因ヲ探求シ此際部内ノ禍根ヲ一掃シ将士相一致シテ各々其本務ニ専心シ再ヒカカル失態ナキヲ期セヨ」
の命を寺内寿一陸軍大臣に発す。

○ この結果山下奉文の駐蒙軍司令官発令は見送られる。

○ 二・二六事件当時東条は関東軍憲兵司令官として抗日中国人一三万人を三万人に減少させ、皇道派の軍人数百人を拘束して地歩を築く↓昭一二・三月関東軍参謀長に就任

② 東条の独裁的権力の掌握を容認

○ 一九四四年二月東条は参謀総長の兼任を要求↓マーシャル群島トラック島破滅・軍は大規模な船舶増徴を要求・東条は統帥と軍政との一元化を策す

杉山参謀長は反対を上奏したが、天皇は「お前の心配の点は朕もそう思った。東条にその点は確かめた。東条もその点は十分気をつけてやると申すから安心した。今お前も言う通り十分気をつけて非常の変則ではあるが、一つこれで立派にやってくよう協力してくれ」

天皇は統帥独立に反する憲法違反を承認したもの

(2) 一九三七年 (昭和十二年) 八月一六日、伏見宮軍令部総長・閑院宮参謀総長に戦争指導方針について下問

○ 八月一五日 陸軍の上海派遣決定↓「支那軍ノ暴戻ヲ脅懾スル」の政府声明発表

○ 八月一日 兩総長への下問↓統帥権の唯一の掌握者

「戦局漸次拡大シ上海ノ事態モ重大トナレルカ青島モ不穩ノ形勢ニ存ル由斯リノ如クニシテ諸方ニ兵ヲ用フトモ戦局ハ永引クノミナリ 重点ニ兵ヲ集メ大打撃ヲ加ヘタル上ニテ我ノ公明ナル態度ヲ以テ和平ニ導キ速ニ時局ヲ收拾スルノ方策ナキヤ 即チ支那ヲシテ反省セシムルノ方途ナキヤ」

○ 兩総長ノ奉答要旨——敵航空兵力の撃滅・軍需工場中心、政治中心の爆撃・華北の平津地方・上海の占領確保・沿岸封鎖を行い、中国の早期降伏をはかる

(3) 一九四〇年（昭和十五年）十一月三〇日参謀総長に下問

○ 十一月一三日の御前会議で「日華共同宣言」と「支那事变処理要綱」を決定↓長期持久態勢に移行

○ 杉山参謀総長編成事項について上奏

「一、対支長期武力戦ニ関シ

イ、重慶迄行ケヌカ

ロ、行ケヌトスレバドウスルカ

二、南方問題ニ関シ

イ、南方問題ハ慎重ニ考エヨ

ロ、南方作戦計画ハ出来タカ

(4) 一九四一年（昭和十六年）二月一日「対仏印泰施策要綱」の裁

○ 一九四〇年末に泰と仏印の国境紛争調停——翌年一月三〇日「対仏印泰施策要綱」を大本

營連絡会議で決定

○ 近衛首相の天皇に対する説明↓二月一日南方侵略を承認

「此際、仏印泰ノ如キ強国依存、從テ変節常ナキ国ニ対シマシテハ、帝国ハ毅然タル決意ヲ以テ望ミ、要スレバ所要ノ威圧ヲ加ヘ、特ニ仏印ニ対シマシテハ已ムヲ得ザルニ於テハ武力ヲ行使スルモ、目的ノ貫徹ヲ図ルノ決意ヲ必要ト存ジマス」

(5) 一九四一年七月二日 御前会議↓南部仏印進駐を決定

○ 「情勢の推移に伴ふ帝国国策要綱」の決定↓太平洋戦争の直接原因

○ 六月二五日 陸海軍総長と首相の上奏裁可↓「南方施策從進ニ関スル件」ニツキ下問

「天皇 仏ダケテ宜シイカ

総長

泰ニ対シテハ後ニ続イテヤルノガ宜シイト存シマス。泰ハ馬來ト接続シ

テ居リマスル關係大キイノヲ（大紛争の意）引キオコスカモ知レマセヌカ

ラ、先ツ最初ハ仏印ニヤルノガ宜シイト存ジマス

天皇 独ソ戦ト之トノ關係如何

総長 独ソ開戦ノミナラス、日米国交調整トノ進ミ方如何ニ拘ラス、何レニ到シテモ必要デアリマス

天皇 軍隊ハドノ位カ

総長 一個師団基幹デアリマス

天皇 ドノ師団カ

総長 近衛師団デス

天皇 近衛?

総長 現在広東ニ居リマスル近衛デアリマス、其他軍直部隊ハ内地カラ持ッテ行キマス

天皇 ア、アノ近衛カ・軍隊ハ如何ニ配置スルカ

総長 軍隊進駐ノ目的ハ航空及海軍基地ヲ造リ 之ヲ維持スル為メト、泰及仏印ヲシテ日本ニ依存セシムルト共ニ南方ト支那ニ威圧ヲ加フルニ存ルノテアリマシテ、「サイゴン」附近ヲ中心トシテ配置致シマス

天皇 飛行場ハドノ辺カ

総長 大体海岸ノ近リデアリマス

天皇 国際信義上ドウカト思フガマア宜イ。北仏ニゴタゴタ起キタ時ハドウスルカ

総長 海南島附近ニ軍隊カ居リマスノテ之ヲ派遣スレハ直ニ間ニ合ウト思ヒマス。北仏ハ現在兵力デ大丈夫デ御心配ハ入りマセン。」

○杉山参謀総長ノ所感

「御上ノ御機嫌ハ御宜シカリシモノト拝察ス」

(6)一九四一年(昭和一六年)九月六日御前会議——「帝国国策遂行要領」を決定↓太平洋戦争の直接原因

「十月上旬頃ニ至ルモ尚我要求ヲ貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直チニ対米(英、蘭)開戦ヲ決定ス

九月五日 陸海軍総長ニ下問(近衛首相立合)

「御上 南方作戦ハ予定通り出来ルト思フカ

参謀総長右ニ対シ馬來島比島ノ予定作戦ヲ詳細奉答ス

御上 予定通り進マヌ事アルタラウ

五ヶ月ト云フカソウハイカヌコトモアルタラウ

総長 従来陸海軍テ数回研究シテ居リマスノテ大体予定通り行クト思ヒマス

御上 上陸作戦ハソシナニ楽々出来ルト思フカ

総長 案トハ思ヒマセンカ陸海軍共常時訓練シテ居リマスノテ先ツ出来ルト思ヒマス

御上 九州ノ上陸演習ニハ船カ非常ニ沈ンタカアーナレバドウカ

総長 アレハ敵ノ飛行機力撃滅セラレル前ニ船団ノ航行ヲ恥メタカラテアテ、アーハナラヌト思ヒマス

御上 天候ノ障碍ハトウカ

総長 障碍ヲ排除シテヤラネハナリマセヌ

御上 予定通り出来ルト思フカ。オ前ノ大臣ノ時ニ蒋介石ハ直ク参ルト云ウタカ未ダヤレヌテハナイカ

・・・(中略)・・・

御上 絶対ニ勝テルカ(大声ニテ)

総長 絶対トハ申シ兼ネマス 而シ勝テル算ノアルコトタケハ申シ上ケラレマス 必ず勝ツトハ申上ゲ兼ネマス

尚日本トシテハ半年ヤ一年ノ平和ヲ得テモ続イテ困難ガ来ルノテハイケナイノテアリマス 二十年五十年ノ平和ヲ求ムヘキテアルト思ヒマス

御上 ア、分ツタ(大声ニテ)

○九月九日「南方作戦構想ニ就キ上奏ノ際」の下問

「御上 作戦構想ニ就イテハヨク分ツタ

南方ヲヤツテ居ル時北カラ重圧カアツタラトウスルカ

総長 南方ヲ始メタ以上ハ之ヲ達成スル迄右顧左弁スルモノニアラスシテ^馬進スル必要カアリマス 又ソウ御願ヒ致シマス 但シ北方ニ事カ起レハ支那ヨリ兵力ヲ転用スルコトナト致シマシテ中途テ南ヲヤメル様ナコトハイケマセン

御上 ソレハ安心シタ

支那カラ兵力ヲ抽出スルコトハ大ナル困難ヲ伴ウニアラスヤ

○九月一〇日「対南方動員ニ関スル上奏ノ際」の下問

「御上 動員ハヤツテ宜シイ

而シ近衛、「ルーズベルト」ノ話カマトマレハ止メルダラウ

総長 仰セノ通りデアリマス

御上 又聞クノテアルカ南ヲヤツテ居ル時北ハ出テ来ルコトカナイカ

総長 絶対トハ申上ケラレマセンカ季節ノ関係上大キナモノト出テ来ルトハ考ヘラレマセン」

(7) 一九四一年(昭和一六年)十一月二日東条首相、陸海軍総長と共に「帝国国策要領」につき上奏

「天皇 (戦争の) 大義名分ヲ如何ニ考フルヤ

東条 目下研究中デアリマシテ、何レ奏上致シマス

天皇 時局收拾ニ「ローマ」法王ヲ考ヘテ見テハ如何カト思フ

海軍ハ鉄一〇万トンアレハ損害カアツテモヨイカ
損害ハドノ位アル見込カ

永野 戦艦一、甲巡二、乙巡四、飛行機一八〇〇機位カト考ヘマス

天皇 陸軍モ相当ニ損害カアルト思フガ、運送船ノ損害等モ考ヘテ居ルダラウ

ナ。防空ハヨイカ。朝鮮ノ「ダム」カ壊レタラドウスルカ

杉山 防空ハ全国的ニヤリマスガ、東京、大阪、北九州ニ重点ヲオキ、其他ハ監視、連絡、灯火管制、地方消防ヲヤル程度デアリマス」

○「総長既ニ御上ハ決意遊バレアルモノト拝察シ、安堵ス」(戦史叢書)

○天皇は国民生活に関して、防空以外には関心を示さなかつた。

(8) 一九四一年一月三日、陸海両総長作戰計画を上奏↓天皇下問

天皇 香港ハ「マレー」作戰ヲ確認シテカラヤルコトハ解ツタ。支那ノ租界ハドウスルカ。

杉山 租界接收及交戦権ノ発動ハ目下研究シテ居リマス。

天皇 租界ハ香港ノ後デヤルダラウナ。

杉山 サウデ御座イマス。他ノ方面デヤルト「マレー」ノ奇襲ハ駄目ニナリマス。

天皇 租界ハ何時頃ヤルカ。

杉山 外交トモ関係アリ何レ改メテ申上ケマス。然シ先ニヤルコトハナイ様十分注意致シマス。

天皇 才前ハ「モンズーン」デ上陸カ困難ニナルト言フテ居タガ、一二月ニナツタガ上陸ハ出来ルカ。

杉山 段々悪クナリマス。又最近従来申上ケシヨリハ更ニ困難ナルコトモ判明致シマシタガ、未ダ至難ト迄ハイカナイト思ヒマスガ、日ガ延ビレバ害ハ増スノデ、一日デモ早イ方ガヨイト思ヒマス。

天皇 「マレー」ハ天候ノ関係カラドウカ。

杉山 「マレー」ハ機先ヲ制シテ空襲ヤル様ニ考エテ居リマシタガ、気象上カラハ兩ガ三、四日連続降ルノデ奇襲ヲ主ト致シマシタ。比島ハ大丈夫ト思ヒマス。

(気象統計ヲ天皇ニ提出)

杉山 総理ハ航空ノ命令ヲ早く出スコトヲ話シテ居タ。アレハドウカ。

杉山 航空關係ハ大連、青島、上海等テ出發出來ル様ニシテ待ッテ居リマス。然シ出發日次カ遅ルコトノ不利ニ就テノ対策ハ、種々研究ノ結果、大命ヲ御前會議終了後ニ發セラレテモ、何トカ間ニ合フ様ニナリマシタ。又其方ガ筋ガ通ッテ居ルト思ヒマス。

天皇 筋ノ通ッタ方カヨロシイ。泰ニ對スル外交交渉ハ大義明分カラ言ヘバ早くスルヲ可トシ、又軍ノ奇襲カラハ遅イ方ガヨイト思フガ、ドウカネ。

杉山 仰セノ通りデアリマス。然シ決意致シマセヌト、企画ガ暴露シ、又現在ハ相当ニ切迫シテ居ルノデ、氣ヲ付ケル必要ガアリマス。ヨク外務側ト相談シテ研究致シマス。

天皇 海軍ノ日次ハ何日カ。

永野 八日ト予定シテ居リマス。

天皇 八日ハ月曜日デハナイカ。

永野 休ミノ翌日ノ疲レタ日ガ良イト思ヒマス。

天皇 他ノ方面モ同シ日カ。

杉山 距離ガ相当ニ離レテ来ルノデ、同時ニハナリ得ナイト思ヒマス。

○ この上奏は十一月五日の御前會議での國家意思決定に向けての根回しであったもの。

○ 十一月五日の御前會議

軍需品徴達の見通し、戦力について説明分析が鈴木企画院總裁より説明。

賀屋大蔵大臣の説明

「南方作戦地域は従来各種の物資を相当に輸入し居る処、我方に於て之を占領した場合、之等の輸入は杜絶すべく、従て其の經濟を円滑に維持する為には我方に於て物資の供給を為すを要すべくも、我國は其の為に充分の余力なきを以て、相当長期の間現地一般民衆の生活を顧慮するの暇なく、当分は所謂搾取的方針に出づることを已むを得ざるべしと考へらる」

(9) 一九四一年十一月五日御前兵棋演習 陸海軍總長、元帥、陸海軍大臣、侍從武官長陪席

「天皇 輸送船団ノ航行ニ對シ水上船艇ト航空ノ何レガ妨害、損傷ヲ与フルヤ

永野 水上船艇ハ大シタルコトナク、航空機カ問題デアリマス。之ニ對シテハ十分力ヲ尽シ安全ニ護衛スルコトニ關シ努力致シマス

天皇 支那軍ノ北部仏印ニ對スル動き如何

杉山 大シタコトナキモノト考ヘテ居リマス。地形ノ峻等大ナル兵力ノ行動ヲ許シマセヌ。第二十一師團ヲ進駐セシメテ対処セシメマスルヲ以テ、之ニ對シ

テハ安全デアリマス

天皇 英領馬來ヲ南下中我カ主力ノ過ギ去リシ後ニ印度方面ヨリクル敵ノ上陸ナ

杉山　アリ得ルト考へマス。之ニ対シテハ第二十五軍（山下奉文司令官）ノ兵力当初ヨリ十分ナルト、大本營予備ヲ保持シアル等ニ依リ十分対処シ得ルモノト考へマス」

○ 二五軍は一月八日午前二時一五分マレー半島コタバルに奇襲上陸

一月三〇日午前、高松宮が天皇に拝謁

○ 高松の宮は、海軍としては対米戦争は避けたいという気持ちがあることを上奏

○ 天皇は木戸内大臣に高松宮の上奏内容を伝える。

木戸日記

「今日午前、高松宮御上りになりたるが、其時の話に、どうしても海軍は手一杯で、出来るなれば日米の戦争は避けたい様な気持ちだが、一体どうなるだろうかね、との御尋ねあり。

依って、今度の御決意は、一度聖断被遊るれば後へは引けぬ重大なものであります故、少しでも御不安があれば十分念には念を入れて御納得行く様被遊ばねばいけなと存じます。我々は直ちに海軍大臣、軍令部総長を御召になり、海軍の直の腹をたしかめ相成度、此の事は首相にも隔意なく御話置願ひ度いと存じます。と奉答す」

○ 嶋田海相・永野軍司令部総長拝謁し、嶋田海相が奉答

「午後六時十分、大臣、総長同列で御学問所にて拝謁し（中略）総長に対せられて『愈々時期は切迫して矢は弓を離れんとしておるが、一旦矢が離れると長期の戦争となるのだが、予定通りやるかね』とお尋ねあった。（中略）総長は『いずれ明日（一月一日御前会議）委細奏上すべきも、大命降下あらば予定の通りに進撃いたします』と奉答した。

次に私に対せられて『大臣としても総てよいかね』とのお尋ねあり、私は『物も人も共に十分の準備を整へて、大命降下を御待ちしております』と奉答した処、更に私に対して『独逸が欧州で戦争を止めたときはどうするかね』との御尋ねがあったので、私は『独逸は真から頼りになる國とは思っておりませぬ。仮令、独逸が手を引きましても差支ない積りで御座居ます』と奉答した。

御尋ねは以上であったが、大御心を衰し奉らんためには、兩人から艦隊の様子を申上げ、司令長官は訓練が行届き、志気旺盛なることに十分の自信を存しておることや、此の戦争はどうしても勝たねばならぬと一同覚悟しておることなどを申上げて退下した。陛下には御安心の御様子に拝した」（防衛研修所戦史室、戦史叢書）

○ 木戸日記

「六時三五分、御召しにより拝謁、海軍大臣、総長に先程の件を尋ねたるに、何れも

相当の確信を以て奉答せる故、予定のとおり進む様首相に伝へよとの御下命あり」
かくして、一月一日の御前會議を待つことなく、開戦は天皇の決断で決定していた。

一月一日御前會議 —— 杉山メモ

「本日ノ會議ニ於テ、オ上ハ説明ニ対シ一々頷カレ何等御不安ノ御様子ヲ拝セズ、
御気色麗シキヤニ拝シ恐懼感激ノ至リナリ」

○ 一月二日、陸海総長は列立して開戦日の最終決定を仰いだ。統帥部は一月八日と決定し、天皇はこれを承認。

○ 事実の歪曲

一九四五年九月一日、東久邇首相は官邸で連合国記者団七〇名と会見し、「天皇は『真珠湾奇襲を事前に知らなかった。政府が決定した事を陛下は承認するだけで、天皇は政府決定を否定できない』と立憲的であったと強調しているが、歴史の歪曲も甚だしい。

④ 天皇太平洋戦争の戦果に上機嫌 —— 「木戸日記」より

○ シンガポールに陥落直後の一九四二年二月一六日の日記

「陛下にはシンガポールの陥落を聴し召され天機殊の外麗しく、次々に々たる戦果の挙がるについても、木戸には度々云ふ様だけど、全く最初に慎重に十分研究したからだとつくづく思ふと仰せり。真に感泣す」

○ 三月九日蘭印軍降伏についての日記

「御局により御前に伺候したるに、竜顔殊の外麗しくにこにこと遊ばされ『余り戦果が速く挙り過ぎるよ』との仰せあり。七日ジャバ方面にてバンドンの敵軍は降伏を申出て、目下軍は蘭印の全面降伏に導かんとしつつあり、スラバヤの敵軍も降伏し、又ビルマ方面にてはラングーンも陥落せりとの御話あり。真に御満悦の御様子を拝し、感激の余り頷には慶祝の言葉も出さりき」

⑤ 一九四二年後半以後戦局の逆転について天皇の焦燥

○ 一九四三年（昭和十八年）三月三日「ラエ」への兵团輸送失敗上奏の際の御言葉

御上 「何故直クニ『マダン』へ決心ヲ変ヘテ上陸シナカッタノカ。此度ノコトハ失

敗ト言エハ失敗テアルカ今後ニ於ケル成功ノ基ニモナルナラハ却ッテ将来ノ為ニハ良イ教訓ニモナルト思フ。将来安心ノ出来ル様ニヤッテ呉レ」

○ 六月六日 「アリュウシヤン」方面ノ情勢上奏ノ際御言葉 ↓ 五月二十九日アツツ島で二五

○ 人の守備隊玉碎

「御上 此度作戦計画ヲ斯クシナケレハナラナイコトハ遺憾テアル ドウカ之カラ

先ハ克ク見透シラツケテ作戦ヲスル様ニ氣ヲ附ケヨ」

「御上 斯クナ戦ヲシテハ『ガダルカナル』同様敵ノ志氣ヲ昂ケ、中立、第三国ハ

動搖シ支那ハ調子ニ乘リ大東亞圈内ノ諸国ニ及ホス影響ハ甚大テアル。何トカシテ何処カ正面テ米軍ヲ叩キツケルコトハ出来ヌカ」(軍令部総長に對シ)

○八月五日 戦況上奏の際御下問

「御上 何レノ方面モ良クナイ 米軍ヲピシヤリト叩ク事ハ出来ナイノカ

総長 両方面トモ時間ノ問題テハナイカト考ヘマス。第一線トシテハ凡有ル手段ヲ尽シテイマスガ誠ニ恐懼ニ耐エマセヌ

御上 ソレハソウトシテソウジリジリ押サレテハ敵ダケテハナイ 第三国ニ与ヘル影響モ大キイ 一体何処デシツカリヤルノカ 何処デ決戦ヲヤルノカ今迄ノ様ニジリジリ押サレルコトヲ繰り返シテイルコトハ出来ナイノデハナイカ」

天皇即位から敗戦まで

天皇勅詔集

昭和元年（一九二六年）

十二月二十五日 改元の詔書

詔書
 朕皇祖高宗ノ威靈ヲ承ケ萬機ヲ總テ
 茲ニ定制ニ遵ヒ元號ヲ建テ大正十五年十二月二十五日以後ヲ改メテ昭和元
 年トナス
 御名御璽
 大正十五年十二月廿五日
 各大臣副署

「朕」天子の自称。「皇祖」天子の始祖。「皇考」(1)天子の一族、皇族。(2)歴代の天皇。「威靈」いかめしく偉い力、不屈な威光。「天統」(1)天子の位、皇統。(2)國家統一の大業。「實德」帝王の政績、よろづの政事。「雖」(1)山あつてつかる。(2)とりしる。(3)定められた制度、まじり。「御名御璽」天子の名と天子の印。

十二月二十六日 第五十二回參院院式勅語

昭和元年（一九二六年）

勅語

朕茲に帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
 朕運ニ大業ニ遵ヒ新ニ大統ヲ嗣ク爾ク爾ク天子皇祖考ノ遺業ヲ承継シ皇考ノ遺闕ヲ
 順承シ以テ祖宗ノ宏謨ヲ繼述セシムコトヲ期ス
 帝國ト稱盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ
 朕ハ國務大臣ニ命シテ昭和二年度豫算案及各般ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出
 セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サシムコトヲ望ム

勅語

朕皇祖高宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ
 以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ哲章ニ導由シ先德ヲ垂範シ祖宗ノ遺緒ヲ隆ス無カ
 ラシコトヲ庶幾ク
 惟フニ皇祖考聖文武ノ賁ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カ
 シ千載ノ不磨ノ感章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ登クセリ皇考夙ニ心ヲ凝正シ宅
 キ題チ志ヲ繼明ニ尙クヌ不宰申道ニシテ聖體ノ不豫ナル際儼然以テ大政
 ヲ攝入遂ニ登遐ニ遵ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クヌヘカラス
 萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス其ヲ銜シ新ヲ傾キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡
 薄ナル唯兢兢トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラシコトヲ之レ懼ル
 緣近世思潮ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利
 害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ衆國一體並ニ進歩シ之
 レ罔リ爾本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏圖ヲ顯揚セシムコ
 トヲ懋ムヘシ

十二月二十八日 議院開院勅語

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ屆ル則チ我國ノ國是
 ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得
 失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用
 フヘキ所ナリ

夫レ陛下ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模倣ヲ戒ム創造ヲ励ム日進以テ會通ノ運ニ乗シ
日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シ民風惟レ和シ況ク一視同仁ノ化ヲ
宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ效クセソコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ亦
斯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシテ承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモ
ノ實ニ此ニ存ス有可其レ克ク朕カ意ヲ體シ先朝ノ訓諭ニ遵由ツ審ニ字内ノ大勢ヲ察
テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ非ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼
セヨ

▽十二月二十八日 陸海軍人に賜わられたる聖勅

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ大統ヲ嗣クニ臨ミ朕カ朕タル陸海軍人ニ
告ク

惟フニ皇祖考夙ニ汝等軍人ニ聖訓ヲ降シ給ヒ皇考亦申奉テ聖慮ヲ垂レ給
リ汝等軍人嘗眷服膺シ克ク匪躬ノ節ヲ效シ靈忠報國ノ偉績ヲ建テタリ

朕ハ先朝ノ慈育愛撫シ給ヘル軍隊ヲ念ヒ切ニ汝等軍人ノ忠誠勇武ニ倍倍シ

列聖ノ遺業ヲ紹述シ倍々國威ヲ顯揚シ億兆ノ慶福ヲ増進セムコトヲ冀ラ

汝等軍人其レ克ク朕カ意ヲ體シ先朝ノ訓諭ニ遵由ツ審ニ字内ノ大勢ヲ察
シ深ク時世ノ推移ニ鑒ミ切瑳砥礪愈々操守ヲ固クシ一意奉公ノ至誠ヲ抱テ

以テ宏猷ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

昭和二年（一九二七年）

▽三月三日 明治節制定詔書

詔書

朕カ皇祖考明治天皇盛徳大業夙ニ曠古ノ隆運ヲ啓カセタマヘリ茲ニ十一月
三日ヲ明治節ト定メ臣民ト共ニ永ク天皇ノ遺徳ヲ仰キ明治ノ昭代ヲ追憶ス

ル所ヲラウトス

御名御璽

昭和二年三月三日

各大臣副署

▽十一月三十日 海軍大演習参加部隊に賜わられたる勅語

勅語

朕始メテ親シク大演習ヲ統裁シ將卒ノ士氣旺盛ニシテ所期ノ目的ヲ達シ得
タルヲ認メ又茲ニ 朕カ艦隊ヲ規閲シテ軍容ノ整齊ナルヲ觀朕之ヲ憚ラ
惟フニ國軍ノ現狀ハ軍紀士氣ノ振強統帥ノ卓越訓練ノ精到諸機關ノ整備ニ
須ツモノ洵ニ多シ汝等軍人益々奮勵上下一致シテ各ソノ本分ヲ完ウセヨ

トヲ期セヨ

▽十一月十八日 陸軍大演習参加将卒に賜わられたる勅語

勅語

演習ノ經過ニ就テハ參謀總長ヲシテ講評セシメタリ
朕親シク今次陸軍特別大演習ヲ統監シ機動作戦ノ演練ニ於テ其ノ成績概本
良好ナルヲ認メ朕之ヲ憚ラ

惟フニ國軍ノ現狀ハ統帥ノ卓越訓練ノ精到ニ符ソモノ大ナリ汝將卒 益々士
氣ヲ振興シ深ク實戦ノ要求ヲ考察シ研鑽練磨以テ干城ノ重任ヲ完ウセムコ

トヲ期セヨ

一九二八年（昭和三年）

▽十一月十日 即位の礼における勅語

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ授給シ萬世不易ノ丕基ヲ肇
ム一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大
統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有業ニ詰ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコトヲ 爾列聖
相承ケテ仁恕ノ化下ニ治ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民

體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト並ビ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ開キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ

經トシ武ヲ練トシ以テ曠世ノ大業ヲ建シ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕
績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕冀薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護

昭和七年（一九三二年）

ト億兆ノ憂下ニ頼リ以テ天職ヲ治ス陸スコト無ク想フコト無カラムコトヲ庶幾フ
 朕内ハ則チ教化ヲ醇厚シシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進ムム
 コトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉
 ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘカラズ誠セ私ヲ志シ公ニ奉シ以テ
 朕カ志ヲ彌成シ朕ラシチ祖宗作進ノ遺烈ヲ揚テ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對シ
 ルコトヲ得シムヨ

▽十二月十日 教育獎勵にかんする御沙汰

御沙汰

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ノ先ト爲ス皇祖考朕ニ學制ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ
 昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ
 洪範ヲ申明シタマヘリ 朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ
 靡靡ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學
 ニ當ルモノ其レ能ク 朕カ意ヲ體シ夙夜殫慮祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコト
 ヲ努メヨ

昭和六年（一九三一年）

▽十一月十四日 陸軍大演習參加將卒に賜わられたる勅語

勅語

朕茲ニ親シク大演習ヲ統監シ其成績概々良好ナルヲ視テ之ヲ憚ラ
 今參謀總長ヲシテ詳評セシムタル所ハ克ク之ヲ體シ貢リテ以テ操成ニ勉ム
 べシ
 惟テニ現下ノ情勢ハ朕カ軍隊ノ精強ニ待ツコト愈々切ナルモノアリ汝將卒
 益々奮勵以テ朕カ信倚ニ對ヘムコトヲ期セヨ

▽一月四日 軍人勲章五十年記念日に陸海軍人に賜わられたる勅語

勅語

皇祖考特ニ明朝ヲ陸海軍人ニ賜ヒシヨリ茲ニ五十年汝等克ク五條ノ大綱ヲ
 守リ皇考ノ遺訓ヲ奉シ朕カ意ヲ體シテ日夜軍人精神ヲ養ヒ力ヲ協セ心ヲ一
 ニシテ報效ノ實ヲ擧ケ忠良ノ誠ヲ擧グ
 朕ハ切ニ汝等ヲ股肱ト頼ミ先朝ノ愛撫シ給ヘル軍隊ニ信倚シテ國基ヲ恢弘
 シ國光ヲ宣揚シ以テ列聖ノ照鑒ニ對ヘムコトヲ庶幾フ汝等軍人益々職分ヲ
 勵ミ彌節操ヲ固クシ其重任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

▽一月八日 閩軍に賜わられたる勅語

勅語

據ニ滿洲ニ於テ事變ノ勃發スルヤ自衛ノ必要上胡東軍ノ將兵ハ果斷神速ヲ
 克ク衆ヲ制シ速ニ之ヲ反對セリ爾來艱苦ヲ浚キ禍害ニ堪ヘ各地ニ蜂起セル
 匪賊ヲ掃蕩シ克ク警備ノ任ヲ完クシ或ハ嫩江齊ハ哈爾地方ニ或ハ遼西錦
 州地方ニ米雪ヲ衝キ勇戦力剛以テ其禍根ヲ拔キテ皇軍ノ威武ヲ中外ニ宣揚
 セリ朕深ク其忠烈ヲ嘉ヌ汝將兵益々堅忍自重以テ東洋平和ノ基礎ヲ確立シ
 朕カ信倚ニ對ヘムコトヲ期セヨ

▽五月二十三日 白川義則上海派遣軍司令官に賜わられたる勅語

勅語

卿上海派遣軍司令官トシテ異域ニ在リ精勵克クソノ任務ヲ達成シテ威武ヲ
 宣揚シ國際ノ信義ヲ敦クセリ 朕深クソノ勞ヲ嘉ヌ

△六月二十四日 野村吉三郎第三艦隊司令長官に歸りたる勅語

勅語
朕今親シク卿ヲ統率スル第三艦隊ノ作戰並ニ整備ノ經過ヲ聽キ萬難ヲ排シテ克ク其任務ヲ遂行シ陸軍ト協同シテ皇軍ノ威武ヲ宣揚シタル狀況ヲ詳ニシ更ニ將兵ノ忠烈ヲ想ヒ深ク之ヲ嘉ス
惟テ第三艦隊ノ任務ハ前途尙遠達ナリ卿等益々奮勵其大成ヲ期セヨ

△六月二十四日 植田謙吉上海派遣軍司令官代理に歸りたる勅語

勅語
朕今親シク上海方面ニ派遣セル陸軍ノ作戰經過ヲ聽キ其克ク海軍ト協同シテ威武ヲ宣揚シタル狀況ヲ詳ニシ更ニ卿等將兵ノ忠烈ヲ想ヒ深ク之ヲ嘉ス

△九月八日 本庄繁前関東軍司令官に歸りたる勅語

勅語
卿関東軍司令官トシテ異域ニ在リ神速變ニ應ジ果斷急ニ趨キ寡ク衆ヲ制シ以テ皇軍ノ威信ヲ中外ニ宣揚セリ
朕今親シク復命ヲ聽キ更ニ卿ノ勳績ト將兵ノ忠烈トヲ想ヒ深ク之ヲ嘉ス

昭和八年（一九三三年）

△三月二十七日 國際連盟議長の詔書

詔書
朕惟テニ冀ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參加ヲ命ジタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラズ前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ存置シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯

盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ
然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止ラズ是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ演ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス應信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ字内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ綱ヲ所正ラ履ミ行フ所中ヲ執リ協贊邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ豫成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ
御名御璽
昭和八年三月二十七日
各大臣副署

△四月十五日 熱河平定の関東軍將兵に歸りたる勅語

勅語
熱河省方面ニ作戰セル關東軍將兵ハ冰雪ヲ冒シ險難ヲ險ニ最驅逐ニ寡ヲ以テ衆ヲ破却シ克ク皇軍ノ威信ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其忠烈ヲ嘉ス惟テニ字内ノ形勢ハ頃刻モ苟且ヲ容サズ汝將兵益々其力ヲ養ヒ朕カ信倚ニ對ヘシコトヲ期セヨ

昭和九年（一九三四年）

△四月三日 小学校教員に歸りたる勅語

勅語
國民道德ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ源泉スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

昭和十二年(一九三七年)

△九月四日 第七十二臨時國會開院式勅語

勅語

朕茲三帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
帝國ト中華民國トノ提携協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共榮ノ實ヲ擧
クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ中華民國深ク帝國ノ眞意ヲ解セス
濫ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ亦變ヲ見ルニ至ル朕之ヲ憐トス今ヤ朕カ軍人八百
餘ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツアリ是レ一ニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ
東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラス

朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ贊襄以テ所
期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム

朕ハ國務大臣ニ命ジテ特ニ時局ニ關シ緊急ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國
議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體カテ和衷協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ努ム

【實惠】たすけなす。助力して成就させる。褒獎する。

△十一月十二日 北支内線に作戦の陸軍將兵に歸りたる勅語

勅語

北支及内蒙方面ニ作戦セル軍ノ將兵ハ艱難ヲ度リ窮蹙ヲ陷ミ克ク異城ノ野
ヲ征キテ困苦ト欲乏トニ堪ヘ長驅霆馳向テ所敵陣ヲ擊碎シ皇位ヲ中外ニ宣
揚セリ朕深ク其忠烈ヲ佳尚ス思フテ敵丸ニ種レ病瘡ニ個レタル者ニ及ヘハ
寔ニ仲恒ニ勝ヘス

惟テニ派兵ノ目的ヲ達シ東洋長久ノ平和ヲ確立セムコト前程尙遠遠ナリ爾
等益々志氣ヲ淬厲シ艱難ヲ克服シ以テ朕ノ信倚ニ副ハムコトヲ期セム

【副色】水の清らかでみなぎるさま。【運懸】いたづまのようにはげしく。【恃恒】来いだけ。【淬厲】

△十一月二十日 上海方面に作戦の陸軍將兵に歸りたる勅語

勅語

上海方面ニ作戦セル軍ノ將兵ハ克ク海軍ト協力シ障礙ト抵抗トラ擧排シテ
敵前上陸を敢行シ交錯セル深濠連積セル堅壁ノ間ニ勇奮效隨果敢力攻撃兵
能ク敵ノ大軍ヲ擊碎シ以テ皇威ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其ノ忠烈ヲ嘉ミス
其ノ敵彈ニ種レ病瘡ニ仆レタル者ニ思ヒ及ヘハ惻愷殊ニ深シ

惟テニ派兵ノ目的ヲ達シ東洋長久ノ平和ヲ確立セムコト前程尙遠遠ナリ爾
等益々志氣ヲ淬厲シ艱難ヲ克服シ以テ朕ノ信倚ニ對ヘム

【實惠】おしやる。おしのける。雄勇。【堅壁】かたいとりで。【堅城】(剛直)いたみかたしむ。

△十一月二十日 支那方面艦隊司令長官に歸りたる勅語

勅語

支那方面艦隊ハ堅忍力隨事變發生ノ際ニ善處シ克ク陸軍ト協力シテ上海方
面ニ敵軍ヲ擊破シ或ハ長驅敵ノ要地ヲ衝キテ其ノ航空機ヲ殲滅シ其ノ諸陣
營ヲ擊碎シ或ハ支那沿海ヲ擊壓シテ敵ノ交通ヲ遮斷シ以テ皇軍ノ威武ヲ中
外ニ宣揚セリ朕深ク將兵ノ忠烈ヲ嘉ミス爾ニテ其ノ死傷者ニ及ヘハ寔ニ仲
恒ニ勝ヘス惟テニ前途尙遠遠ナリ爾等益々奮勵ヲ加ヘ以テ戰果ヲ完クセム

コトヲ期セム

【夙弊】やぶりくだく。

△十一月二十日 連合艦隊司令長官に歸りたる勅語

勅語

聯合艦隊ハ久シキニ互リテ艱難ヲ凌キ制海ノ實權ヲ掌握シテ敵ノ交通ヲ遮
斷シ克ク陸軍ト實應シテ敵軍ヲ擊碎シ皇威ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其ノ忠
烈ヲ嘉ミス爾等益々奮勵ヲ加ヘ以テ朕ノ信倚ニ副ハムコトヲ期セム

昭和十三年（一九三八年）

▽五月二十五日 徐州会戦の将兵に歸りたる御言葉

御言葉

今次ノ徐州會戦ニ於テ我軍カ迅速ニ優勢ナル敵ヲ撃破シ赫々タル勝利ヲ收メ得タルハ其作戦ノ計畫宜シキヲ得各部隊克ク艱苦ニ耐ヘテ勇猛果敢ニ行動シ海軍航空部隊亦適切ニ之ニ協力シタル結果ト認め深ク満足ニ思フ此旨將兵ニ申傳ヘヨ

【歸りたる御言葉】おちろかたさま。盛なさま。又、威名のがやくこと。

▽七月七日 軍変一周年にあたり近衛首相に歸りたる勅語

勅語

今次事變ノ勃發以來茲ニ一年朕カ勇士ナル將兵果敢力闘戦局其ノ歩ヲ進メ朕ガ忠良ナル臣民協心戮力統後其ノ備ヲ固クセルハ朕ノ深ク嘉尚スル所ナリ惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非スムバ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ日支ノ提携ヲ堅クシテ以テ共榮ノ實ヲ擧グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ官民懇々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々セヨ

▽七月七日 軍変一周年にあたり陸海軍人に歸りたる勅語

勅語

朕カ親愛スル陸海軍人ニ告グ不幸客歲隣邦ト竄端ヲ啓クヤ朕カ陸海ノ將兵ハ内憂匪輕理ニ動メ外攻戦防備ニ勞シ克ク威武ヲ中外ニ宣揚シ以テ朕カ信倚ニ對ヘタリ朕ハ汝等ノ忠誠勇士ヲ磊切ニ録スニ窮レ夜城ニ死シ或ハ痲瘋ト爲レルヲ悼ム惟フニ時局ノ前途ハ尙遠ニシテ出師ノ目的ヲ達セシカ爲汝等ノ努力ニ俟ツモノ寔ニ自慙極賦以テ朕カ股肱タルノ本分ヲ全クセシコトヲ期セヨ

昭和十四年（一九三九年）

昭和十四年（一九三九年）

勅語

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家陸昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繁リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尚ヒ廉恥ヲ重クシ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長シ執ル所中ヲ失ハズ極テ所正ヲ諤ラズ各任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

▽五月二十二日 青少年卒業に下し歸りたる勅語

御言葉

我陸海軍諸部隊カ緊密適切ニ協力シ長途幾多ノ困難ヲ克服シ遂ニ衆敵ヲ撃摧シテ武漢攻略ノ目的ヲ達成スルニ至レルハ深ク満足ニ思フ此旨將兵ニ申傳ヘヨ

▽十月二十八日 武漢攻略の陸海軍部隊に歸りたる御言葉

御言葉

今次ノ南支作戦ニ方リ陸海軍諸部隊カ緊密ナル協同ノ下ニ周到ナル精勵ト果敢ナル行動トヲ以テ速ニ廣東一帯ヲ攻略セルハ戦局ニ寄與スルトニ大ナルモノト認め深ク満足ニ思フ此旨將兵ニ申傳ヘヨ

▽十月二十四日 南支陸海軍部隊に歸りたる御言葉

【氣節】意氣と節操。氣性が確で節操のあること。【廉恥】心が清く悪をばしる。無欲ではしを知る。【倍守】つしまもる。

△二月十一日 時辰克服の詔書

朕惟^レ神武天皇^ヲ惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ業ヲ繼ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマハリ歷朝相承ケテ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシテ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉シ君民一體以テ朕方世ニ遵ビ茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ

今ヤ非常ノ世局ニ際シ斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル爾臣民宜シク思フ神武天皇ノ創業ニ踴^レセ皇圖ノ宏遠ニシテ皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ和翼戮力益々國體ノ精養ヲ發揮シ以テ時艱ノ克服ヲ致シ以テ國威ノ昂揚ニ副メ祖宗ノ神靈ニ對シテ

ノコトヲ期スベシ

御名御璽

昭和十五年二月十一日

各大臣副署

△九月二十七日 日独伊三國同盟成立の詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕方夙夜^々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ衆ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速ナラシコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提携協力を謀セシムル茲ニ三國同盟ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク懽ゾ所ナリ

惟^テニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シム非民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ソセシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遙遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明微ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協力心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

御名御璽

昭和十五年九月二十七日

各大臣副署

〔八紘〕八方の隅。地のはて。転じて、全世界をいう。横八紘而爲字は轉じて、全世界を統一して一軒の家^ノ如き状態にする〔日本列島 神武紀〕神武起。〔坤輿〕大地をいう。〔一字〕一つの字。又、一つの殿^ノ空。〔堵〕かき。垣の広き名。

△十月十一日 紀元二千六百年特別觀禮式の勅語

朕紀元二千六百年ニ際シ茲ニ觀禮式ヲ行ヒ親シク其ノ軍容ノ齊整ニシテ士氣ノ旺盛ナルヲ觀深ク之ヲ嘉ス

今ヤ世局ノ騷亂甚シク帝國ノ使命益々重大ナルノ秋國軍ノ精強ヲ要スルコト愈切ナルモノアリ汝等倍々奮勵シ協力朕カ股肱タルノ本分ヲ竭シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

勅語

△十月二十一日 紀元二千六百年記念觀兵式の勅語

朕紀元二千六百年ニ際シ茲ニ觀兵式ヲ行ヒ親シク其ノ軍容ノ齊整ニシテ士氣ノ旺盛ナルヲ觀深ク之ヲ嘉ス

今ヤ世局ノ騷亂甚シク帝國ノ使命益々重大ナルノ秋國軍ノ精強ヲ要スルコト愈切ナルモノアリ汝等倍々奮勵シ協力朕カ股肱タルノ本分ヲ竭シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

勅語

△十月三十日 教育勅語漢英五十年記念式典における勅語

皇祖考^々實ニ聖勅ヲ降シタマヒテ國體ノ精華ヲ闡明シ國民道德ノ大本ヲ昭示シタマヒシヨリ茲ニ五十年ナリ而シテ爾臣民克ク聖勅ノ趣旨ヲ體シ夙夜振勵文ヲ經トシ武ヲ練トシ教化爰ニ洽ク學風以テ振ヒ國運ノ隆昌克ク今日ヲルヲ致セルハ朕ノ深ク懽ゾ所ナリ

今ヤ國際ノ情勢ハ曠古ノ大變ニ際會セリ爾臣民其レ世局ニ鑒ミ億兆心ヲ一ニシ時艱ヲ克服シテ大訓ノ聖旨ニ副ヒタマテツリ以テ德輝ヲ四表ニ光被セシコトヲ期セヨ

〔四表〕世のかがやき。〔四表〕四方のそと。四方のはて。又、四方。〔光被〕広く及ぶ。明かに行きわたる。

勅語

十二月八日 米英兩國にたいする宣戦の詔書

詔書

天佑ヲ葆有シ萬世ニ榮光ヲ踐スル大日本帝國天皇ハ...

朕ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス...

昭和十六年十二月八日

Table of cabinet members: 内閣總理大臣 東條 英機, 陸軍大臣 東條 英機, 文部大臣 橋田 邦彦, etc.

天佑(天のたすけ) 天降(天降) 皇位(皇位) 遺教(遺教)...

十二月八日 陸海將兵に語りたる勅語

勅語

眞ニ支那事變ノ發生ヲ見ルヤ朕カ陸海軍ハ勇奮健闘...

▽二月十六日 南方方面軍最高指揮官ならびに連合艦隊司令長官に歸りたる勅語

勅語
馬來方面ニ作戰セル陸海軍部隊ハ緊密適切ナル協同ノ下ニ困難ナル海上護衛輸送ト果敢ナル上陸作戰トヲ斷行シ炎熱ニ耐ヘ瘴癘ヲ冒シ長驅遠擧隨所ニ勁敵ヲ破リ神速克ク新嘉坡ヲ攻略シ以テ東亞ニ於ケル英國ノ根據ヲ殲滅セリ
朕深ク之ヲ嘉尚ス

▽三月十日 寺内南方軍總司令官ならびに山本連合艦隊司令長官に歸りたる勅語

勅語
東印度諸島方面ニ作戰セル陸海軍部隊ハ緊密適切ナル協同ノ下ニ長途幾多ノ困難ヲ克服シテ勇戦奮闘克ク敵航空兵力及艦隊ヲ撃滅スルト共ニ諸方面ニ至難ナル上陸作戰ヲ斷行シ隨所ニ勁敵ヲ破推シテ神速果敢悉ク其主要根據地ヲ覆滅シ以テ敵勢力ヲ一掃セリ
朕深ク之ヲ嘉尚ス

▽五月七日 南方方面軍最高指揮官ならびに連合艦隊司令長官に歸りたる勅語

勅語
比律賓方面ニ作戰セル陸海軍部隊ハ緊密適切ナル協同ノ下ニ開戦初頭敵航空戦力ヲ撃滅スルト共ニ諸方面ニ困難ナル上陸作戰ヲ敢行シ勇戦奮闘迅速ニ首都馬尼刺ヲ占領シ又險要ヲ恃ミテ抵抗セル頑敵ヲ掃蕩シ以テ東亞ニ於ケル米國ノ根據ヲ覆滅セリ
朕深ク之ヲ嘉尚ス

▽五月十一日 南方方面軍最高指揮官ならびに連合艦隊司令長官に歸りたる勅語

勅語
緬甸及印度洋方面ニ作戰セル陸海軍部隊ハ長驅異域ニ進攻シ或ハ炎熱ヲ冒シ險峻ヲ度リ神速克ク敵ヲ勦滅シテ對支補給路ヲ遮斷シ或ハ敵海空軍ヲ殲滅ニ撃破セリ
朕深ク之ヲ嘉尚ス

(勅語)はちほしつくす。みなこころにする。

▽五月十二日 連合艦隊司令長官に歸りたる勅語

勅語
聯合艦隊航空部隊ハ勇戦奮闘珊瑚海ニ於テ大ニ米英聯合ノ敵艦隊ヲ撃破セリ
朕深ク之ヲ嘉尚ス

昭和十八年(一九四三年)

▽十一月十一日 連合艦隊司令長官に歸りたる勅語

勅語
聯合艦隊航空部隊ハ今次「ソロモン」海域ニ於テ勇戦奮闘大ニ敵艦隊ヲ撃破セリ朕深ク之ヲ嘉ス
惟ニ同方面ノ戦局ハ益々多端ヲ加テ汝等 奮奮努力以テ朕カ信倚ニ副ハムコトヲ期セヨ

▽十二月七日 連合艦隊司令長官に歸りたる勅語

勅語
聯合艦隊航空部隊ハ今次「ギルバート」方面海域ニ於テ森勢克ク連日ニ直リ惡天候ヲ冒シ勇戦奮闘大ニ敵艦隊ヲ撃破セリ朕深ク之ヲ嘉ス
惟ニ戦局ハ益々多端ヲ加テ汝等 奮奮努力以テ朕カ信倚ニ副ハムコトヲ期セヨ

昭和二十年(一九四五年)

▽四月一日 朝鮮および台湾在住民の國政移身に関する詔書

詔書
朕惟ニ朝鮮及臺灣ハ我カ統治ノ下既に年ヲリ教化日ニ治ク習俗同化ノ實

ヲ奪ケ今大征伐ノ遂行ニ寄與スル所亦渺シトス朕深ク之ヲ欣ク

朕ハ茲ニ特ニ命シテ朝鮮及滿洲住民ノ爲ニ帝國議會ノ議員タルノ途ヲ拓キ
廣ク衆庶ヲシテ國政ニ參與セシム爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體シ諸和一致全
カラ拜ケテ皇獻ヲ祝賀スヘシ

御名御璽

昭和二十年四月一日

各大臣副署

▽八月十四日 戦争終結の詔書

詔書

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セム
ト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク

朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セ
シメタリ

抑々帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシ
テ朕ノ夙々措カサル所蓋シ米英二國ニ宣戰セル所以モ亦實ニ帝國ノ自存ト
東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨ
リ朕カ志ニアラズ然ルニ交戰已ニ四歳ヲ踰シ朕カ陸海將兵ノ勇戦朕カ百億
有司ノ勛精朕カ一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ盡セルニ拘ラズ戦局必スシモ好
轉セズ世界ノ大勢亦我ニ利アラズ加之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ
頻ニ無算ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所眞ニ測ルヘカラサルニ至ルモ尙交戰ヲ繼
續セムカ終ニ我が民族ノ滅亡ヲ招來スルミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破
却スヘシ斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝
セムヤ是レ朕カ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ應ゼシムルニ至レル所以ナリ

朕ハ帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ對シ遺憾ノ意ヲ表セサ
ルヲ得ズ帝國臣民ニシテ戰陣ニ死シ戦城ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺
族ニ想ヲ致セハ五内爲ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ
厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ惟フニ今後帝國ノ受クヘキ苦難ハ
固ヨリ尋常ニアラズ爾臣民ノ哀情モ朕善ク之ヲ知ル然レトモ朕ハ時運ノ趨
ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ萬世ノ爲ニ太平ヲ開カムト欲ス
朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ倚倚シ常ニ爾臣民ト共
ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所蓋シ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ亂

勅語

朕眞ニ米英ニ戰フ宜シテヨリ三年有八ヶ月ヲ閉ス此間朕カ親愛ナル陸海軍
人ハ殫瘁不毛ノ野ニ或ハ瘞熱狂瀉ノ海ニ身命ヲ挺シテ勇戦奮闘セリ朕深ク
之ヲ嘉ス

今ヤ新ニ蘇國ノ參戰ヲ見ルニ至リ内外諸般ノ狀勢上今後ニ於ケル戰爭ノ繼
續ハ徒ニ禍害ヲ累加シ遂ニ帝國存立ノ根基ヲ失フノ虞ナキニシモテラサ
ルヲ察シ帝國陸海軍ノ剛魂尚烈々タルモノアルニ拘ラズ光榮ナル我國體護
持ノ爲朕ハ愛ニ米英蘇竝ニ重慶ト和ヲ媾セントス

若シ夫レ鮮鏖ニ斃レ疫禍ニ死シタル幾多忠勇ナル將兵ニ對シテハ衷心ヨリ
之ヲ悼ムト共ニ汝等軍人ノ誠忠遺烈ハ萬古國民ノ精髄タルヲ信ス
汝等軍人克ク朕カ意ヲ體シ堅固ナル團結ヲ堅持シ出處進止ヲ嚴明ニシ千辛
萬苦ニ克チ忍ヒ難キヲ忍ヒテ國家永年ノ礎ヲ遺サムコトヲ期セヨ

▽八月十七日 陸海軍人に賜わられたる勅語

昭和二十年八月十四日

御名御璽

リ爲ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕般モ之ヲ戒ム宜シク島國ニ
家子孫相傳ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信シ任重クシテ道遠キヲ念ヒ總力ヲ將來ノ
建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ堅クシ賢テ國體ノ精華ヲ發揚シ世界ノ進運
ニ後レサラムコトヲ期スヘシ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

各大臣副署

「大喪」など天皇報道についての特別方針

(民放労連第六七回臨時大会)

「昭和天皇」が死去した一月七日、各放送局は早朝からコマーシャルをカットした特別編成での放送体制に突入し、この放送体制は八日の深夜までおよそ四五時間におよんだ。

民放労連は昨年、天皇の病状が悪化して以来、異常な天皇の病状報道をさし控えることや、「Xデー」当日に予定されていた「特別放送体制」を再検討してコマーシャルを含めた日常的な放送体制で臨むよう申し入れ、スト権を背景に要求の解決を迫ってきたが、個々に番組制作者の努力はあったとはいえ、遺憾ながら結果は天皇一色の長時間放送となり、その内容もおおむね裕仁天皇を賛美するものに終始した観がある。こうした放送局の姿勢に対して多くの視聴者から抗議の電話が放送局に殺到し、放送内容に呆れた視聴者がレンタルビデオ・ショップにおしかけるという状況を現出した。このことは視聴者・国民の放送局に対する痛烈な批判であり、放送局がいかに事態を独善的に把握、「天皇の死去だから」という極めて短絡した思考で視聴者・国民に対応していたかを示すものといえる。

「大喪の日」については、政府が二月二四日を今年限りの休日とし、樞が皇居を出発する午前九時三〇分から「武蔵野御陵」に到着する午後三時すぎまでのあいだを「国葬」とすると決め、新宿御苑での喪儀は、神道形式の「葬場殿の儀」が皇室儀式、その後正午から国の喪儀としての「大喪の礼」に入り一分間の黙禱に続き竹下首相ら三権の長が拝礼、弔辞を読みあげたあと外国元首、弔問使節が拝礼することになっている。このように一応国の行事と皇室行事を使い分けているが、「葬場殿の儀」に竹下首相が参列するとか、鳥居を建てるとか、喪儀の参列は「葬場殿の儀」からで「大喪の礼」だけの参列は認めないなど憲法の政教分離の原則を無視してなし崩しに双方を一体化させようと図っている。

「大喪の日」の放送について一八日の民放テレビ・キイ五社の社長会は、各社が独自に対応することを決めたが、喪儀のナマ中継を中心におおむね午前九時から午後五時までの間を特別編成による放送体制を組み、この間は又コマーシャルを一切外す方向で動いている。またぞろ天皇色の放送体制を取ろうというわけだ。

ビデオ・リサーチが一月一日に東京都二三区内に住む二〇歳以上の男女三〇〇人を対象に行なった電話アンケートによれば、「大喪の日」の放送について七三・三%にあたる二二〇人が「喪儀の時間帯以外は通常の放送をしてほしい」と答えているように、視聴者・国民の要求は、『Xデー特別放送』のような放送にないことはあきらかである。

民放労連は一月一三日に民放連に対し、「大喪」と天皇報道について五項目の申し入れを行なった。キイ局労組もそれぞれ会社社に申し入れを行ない、そのうちテレビ朝日労組では団体交渉で「来月二四日の『大喪の儀』も、CMぬきという噂が流れているが」という組合の質問に「うちは反対だ。その方針で民放連にも強く主張する。」との回答を得ている。しかし同時に「一社だけだと逆にスポンサーがつかない場合があり、再開後のダメージなど予測出来ない被害がおきる」とも答えており民放全体として平常放送の方向にさせていく運動が重要になっている。

民放労連では憲法を守り視聴者・国民の要求に奉仕する立場から以下の五項目の要求を基本に、特に「大喪の日」の放送について、よりキメの細かい要求を職場でつくりあげて各放送局に提出し、国民に服喪を強制した「天皇の死」の際の放送の轍を踏まないスト権を立てて追えることを提起する。そして放送局が要求をいれない場合は二月二四日に断固としてスト権を行使(一日以上)することを提起する。

「大喪の日」と今後の上皇報道についての基本的な要求

- 1、大喪当日の放送は、「Xデー」のような天皇一色の特別編成ではなく、コマーシャルを含めた日常的な番組編成で対処すること。
- 2、政府は『昭和天皇』の葬儀(大喪)を国事行為として国葬で執り行なうとしているが、憲法上の問題を含め多数の疑義が出されている。過度のナマ中継など無批判な放送は行なわないこと。
- 3、政府の「歌舞音曲自粛」の指示や要望にたいしては、権力から自由であるべき言論機関として、ま

た文化の創造・育成・発展にかかわるメディアとして毅然として反対の態度を表明すること。
4、今後の天皇の死去にともなう皇室の各行事の報道については、特別な取り扱いをすることなく、節度を持って対処するとともに、国民に自粛を求めるような動きには冷静に対処し、過激なキャンペーンは行わないこと。

また新天皇にともなう各行事についても、天皇「元首化」、皇室美化、天皇の政治的利用の動きに対して冷静に対処すること。

「右翼」などの脅迫には毅然として対処し、もしそうした事実があれば、あきらかにして対応すること。

5、さらに新元号の「平成」についても、元号の制定、使用に関し、国民の意見が別れていることを踏まえキャンペーン報道を行わないこと。

「大喪の日」の放送についての要求と取り組み

1、「大喪の日」の放送は日常的な番組編成で臨み長時間に及ぶ「特別編成」の枠を定めないこと。

「天皇の死」の際はあらかじめ最大五九時間に及ぶ「特別編成」の枠を定めて対処したため、個々の番組の内容には制作者の努力が反映したとはいえ、全体にみれば「天皇一色」の放送になってしまった。この反省に立って当日の放送はあくまで平常の番組編成を原則とする。

2、各番組担当者や担当チームの自主的な判断を最大限尊重すること。

記録という意味では当日の全ての行事を収録することもあろう、ただどこをどう使って放送するかは製作者の判断に委ねるべきである。「国葬」だからといって何から何までナマ中継する必要は全くない。

3、キイが特別編成で臨んだ場合、ローカル局はキイのネットに全面的に依存するのではなく独自の編成で対処する。

4、当日「顔出し」を含めて番組担当者に喪服や喪章を強制させない。

5、放送局が「弔意」を勝手に表するようなことは行わない。同時に国民に喪服を強制するような放送は行わない。

6、特に皇室行事である神道形式の「葬場殿の儀」や「陵所の儀」を無批判にナマ中継することには反対する。

7、番組では『昭和天皇』追慕に終始するような一方的な番組は放送しない。出来る限りあらゆる意見を網羅するような姿勢で対応すること。

8、労働条件などは事前に労働組合と協議すること。

9、コマーシャルは平常通り放送すること。

10、政府は当日「歌舞音曲」の「自粛」を指示しているが、これに反対し、平常通りの対応すること。「右翼」などの介入にはその内容を公表して毅然と対処すること。

12、二月二四日を休日にすることは反対する。